

第百五十六回国会
衆議院
国土交通委員会議録第四号

平成十五年二月二十八日(金曜日)

午後三時三十分開議

出席委員

委員長 河合 正智君

理事 栗原 博久君

理事 田野瀬良太郎君

理事 玉置 一弥君

理事 赤羽 一嘉君

理事 岩崎 忠夫君

金子 恭之君

実川 幸夫君

谷田 武彦君

中本 太衛君

西野あきら君

堀之内久男君

松野 博一君

松本 和那君

岩國 哲人君

川内 博史君

佐藤謙一郎君

永井 英慈君

高木 陽介君

大森 猛君

原 陽子君

議員 大谷 信盛君

議員 佐藤謙一郎君

議員 鉢呂 吉雄君

国土交通大臣 扇 千景君

国土交通副大臣 中馬 弘毅君

国土交通大臣政務官 高木 陽介君

国土交通委員会専門員 福田 秀文君

委員の異動

二月二十八日

第一類第十号

辞任

小里 貞利君

高木 毅君

林 幹雄君

福井 照君

同日

辞任

梶山 弘志君

金子 恭之君

中谷 元君

松島みどり君

補欠選任

中谷 元君

梶山 弘志君

金子 恭之君

松島みどり君

同日

補欠選任

高木 毅君

林 幹雄君

小里 貞利君

福井 照君

二月二十八日

社会資本整備重点計画法案(内閣提出第一三三号)

社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律

の整備等に関する法律案(内閣提出第一四号)

港湾法等の一部を改正する法律案(内閣提出第

一五号)

空港整備法の一部を改正する法律案(内閣提出

第一六号)

は本委員会に付託された。

二月二十八日

新たな道路整備に係る長期計画の策定と財源確

保等に関する陳情書(大阪市中央区大手前二釜

中と四一外八名(第二八号)

交通基本法の制定等に関する陳情書(大阪市北

区西天満二の二佐伯照道(第二九号)

高速自動車国道等の整備促進等に関する陳情書

(大分市大手町三の二の二牧野浩朗(第三〇号)

四国横断自動車道等の早期整備に関する陳情書

(徳島市幸町二の五西條正道(第三二号)

北陸新幹線の整備促進等に関する陳情書(福井

市大手三の一七の一関孝治外二名(第三三号)

山川・根占航路の早期再開等に関する陳情書

(鹿児島県揖保郡額娃町牧之内二八三〇下窪一

輝(第三三三号)

は本委員会に参考送付された。

本日(第三三三号)

本日の会議に付した案件

社会資本整備重点計画法案(内閣提出第一三三号)

社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律

の整備等に関する法律案(内閣提出第一四号)

公共事業基本法案(前原誠司君外三名提出、第百

五十一回国会衆議院第三六号)

○河合委員長 これより会議を開きます。

先刻付託になりました内閣提出、社会資本整備

重点計画法案及び社会資本整備重点計画法の施行

に伴う関係法律の整備等に関する法律案並びに第

百五十一回国会、前原誠司君外三名提出、公共事

業基本法案の各案を一括して議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大

臣扇千景君。

社会資本整備重点計画法案

社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律

の整備等に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○扇国土交通大臣 ただいま議題となりました社会資

本整備重点計画法案及び社会資本整備重点計画法

の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の

提案理由につきまして御説明を申し上げます。

まず、社会資本整備重点計画法案について申し

上げます。

社会資本整備に関するこれまでの事業分野別の

長期計画は、事業の計画的な推進等を図る上で一

定の役割を果たしてまいりました。しかしなが

ら、今日、社会資本整備については、地域住民等

の理解と協力を確保しつつ、より低コストで、質

の高い事業を実現するといった時代の要請にこた

えて、事業を一層重点的、効率的かつ効果的に推

進するために、横断的な取り組みや事業間の連携

のさらなる強化が求められております。

この法律案は、このような趣旨を踏まえ、新た

に従来の事業分野別の計画を一本化した社会資本

整備重点計画の策定等の措置を講じようとするも

のです。

次に、この法律案の概要について御説明を申し

上げます。

第一に、国家公安委員会、農林水産大臣、国土

交通大臣の主務大臣等は、社会資本整備重点計画

の案を作成し、重点計画は、閣議の決定を要する

こととしております。

第二に、重点計画には、社会資本整備事業の実

施に関する重点目標、事業の概要、事業を効果的

かつ効率的に実施するための措置等を定めること

としております。

第三に、重点計画は、地方公共団体の自主性及

び自立性の尊重、民間事業者の能力の活用等が図

られるよう定めることとしております。

第四に、主務大臣等は、重点計画の案を作成し

ようとするときは、あらかじめ、国民の意見を反

映させるために必要な措置を講ずるとともに、都

道府県の意見を聞くこととしております。

そのほか、これらに関連いたしました、所要の

規定の整備を行うこととしております。

次に、社会資本整備重点計画法の施行に伴う関

係法律の整備等に関する法律案について申し上げ

ます。

この法律案は、社会資本整備重点計画法の施行

に伴い、従来の事業分野別計画の根拠である緊急

措置法の廃止等関係法律について所要の規定の整

備等を行うものです。

次に、この法律案の概要について御説明を申し上げます。

第一に、港湾整備緊急措置法、下水道整備緊急措置法及び都市公園等整備緊急措置法を廃止し、治山治水緊急措置法について、治水事業に係る規定を削除する等の改正を行うこととしております。

第二に、道路整備緊急措置法の改正により、この法律の題名を道路整備費の財源等の特例に関する法律に改め、道路整備五カ年計画に関する規定を削除するとともに、平成十五年度以降の五カ年間は、揮発油税等を道路整備費の財源に充てるなどの措置を講ずることとし、当該措置を講じて当該期間に行うべき道路の整備に関する事業の量を閣議で決定することとしております。

第三に、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の改正により、この法律の題名を交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に改め、特定交通安全施設等整備事業七カ年計画に係る規定を削除するとともに、社会資本整備重点計画に即して、特定交通安全施設等整備事業の実施計画を作成することとしております。

そのほか、関係法律につきまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、社会資本整備重点計画法案及び社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を提案する理由でございます。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○河合委員長 次に、提出者鉢呂吉雄君。

公共事業基本法案

(本号末尾に掲載)

○鉢呂議員 たいま議題となりました公共事業基本法案について、民主党・無所属クラブを代表して、その趣旨をさらに簡略化して御説明をいたします。

公共事業は、国や地方公共団体を中心となつて行う社会資本整備のための事業であつて、そこから生み出されるサービスが、国民の健康で文化的な生活を充足させるために、重要な役割を果たすものになっております。政府は、すべての国民がそのような生活を享受できるよう、効率的に社会資本を整備することが求められております。

そして、特に現在問題なのは、官僚主導の公共事業長期計画であります。この長期計画の問題点は、計画目標を次々と高くし、予算を獲得するため、そのにじみの御旗として機能してきたところにあります。今回、政府もようやくその問題に対応すべく、社会資本整備重点計画法案を提出しておりますが、その内容は甚だ不十分と言わざるを得ません。

このように、公共事業、とりわけ長期計画には多くの問題があり、これらの点を改善しなければ、公共事業の効率的配分はなし得ず、際限なく膨張し、財政赤字を肥大化させることになりま

す。唯一国会のみが、行政、とりわけ官僚をコントロールできるものであり、そのような視点に立つて公共事業基本法案は策定されました。

次に、公共事業基本法案について、その内容を御説明いたします。

第一に、道路等の各省庁にわたる公共事業関連の長期計画を公共事業中期総合計画として一本化し、計画を国会承認事項とすることによって、国会が優先順位を判断することとしております。また、百億円以上の事業費が見込まれる公共事業については、公共事業実施計画を作成させ、国会承認事項としております。

第二に、国または特殊法人が実施することができる公共事業について、例えば国道でいえばいわゆる一けた国道、空港でいえば拠点空港、国有林野、新幹線など、広域的事業に限定をし、地方分権を徹底させます。

第三に、公共事業が、国民生活や経済、環境に重大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、一定期間が経過しても事業に着手していない場合

あるいは事業が完成していない場合などについて、政府は再評価を行い、継続の必要がある場合には国会承認を受けなければならないこととしております。

第四に、公共事業中期総合計画に基づく事業の有効性を検証するために、事業の終了後一定期間内に、政府が事業の効果及び各事業の及ぼした影響を評価することとしております。

第五に、公共事業中期総合計画の作成、再評価等の各段階において、国民や地方の意見を聞かなければならないこととするともに、国民が真に必要な事業かを判断できるようにするため、情報公開を義務づけることとしております。

第六に、内閣府に公共事業調査会を設置し、省庁縦割りではなく、公共事業全般にわたり調査審議することとしております。

第七に、いわゆる道路整備特定財源制度を廃止し、公共事業の優先順位や事業間の配分について、その時々が必要に応じて弾力的に判断することとしております。

未来にツケを回すことなく、たとえ今苦しみを伴おうと、正しい決断をすることによって、未来に明るい展望を開きたい、このように思っております。その明るい展望への大きな指針が今回の公共事業基本法案だと思っております。議会人として、また一国民として、党派を超えての力強い御支持をいただけるものと確信して、私の趣旨説明を終わります。

以上でございます。ありがとうございます。

○河合委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十三分散会

社会資本整備重点計画法案

社会資本整備重点計画法

(目的)

第一条 この法律は、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、社会資本整備重点計画の策定等の措置を講ずることにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発を図り、もつて国民経済の健全な発展及び国民生活の安定と向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「社会資本整備重点計画」とは、社会資本整備事業に関する計画であつて、第四条の規定に従い定められたものをいう。

2 この法律において「社会資本整備事業」とは、次に掲げるものをいう。

一 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業

二 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)第二条第三項に規定する交通安全施設等整備事業(同項第一号に掲げる事業に限る。)

三 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第八条第一項に規定する鉄道施設(軌道法大正十年法律第七十六号)による軌道施設を含む。の建設又は改良に関する事業

四 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項に規定する空港その他の飛行場で公共の用に供されるもの(これらと併せて設置すべき政令で定める施設を含む。以下この号において「空港」という。)の設置及び改良に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止等に関する事業

五 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾その他の海域における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積の排除、汚濁水の浄

化その他の公害防止のために行うもの並びに同条第八項に規定する開発保全航路の開発及び保全に関する事業

六 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第一条第二項に規定する航路標識の整備に関する事業

七 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園その他政令で定める公園又は緑地の新設又は改築に関する事業及び都市における緑地の保全に関する事業

八 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道 同条第四号に規定する流域下水道及び同条第五号に規定する都市下水路の設置又は改築に関する事業

九 河川法(昭和三十一年法律第六十七号)第三条第一項に規定する河川(同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。)に関する事業

十 砂防法(明治三十二年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備に関する事業

十一 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第五十一条第一項第一号又は第三号口に規定する地すべり地域又はばた山に關して同法第三条又は第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はばた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はばた山崩壊防止工事に関する事業

十二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事に関する事業

十三 海岸法(昭和三十一年法律第百一十号)第二条第一項に規定する海岸保全施設に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業

十四 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げる事業と一体となつてその効果を増大させるため実施される事務又は事業

(社会資本整備重点計画の基本理念)
第三条 社会資本整備重点計画(以下「重点計画」という。)は、これに基づき社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に実施することにより、国際競争力の強化等による経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全(良好な環境の創出を含む。以下同じ)並びに自立的で個性豊かな地域社会の形成が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

2 重点計画は、社会資本整備事業の実施に關し、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、適切な役割分担の下に国の責務が十分に果たされることとなるよう定めるものとする。

3 重点計画は、民間事業者の能力の活用及び財政資金の効率的の使用に配慮しつつ、社会資本の整備状況その他の地域の特性に応じた社会資本整備事業が実施されるよう定めるものとする。(重点計画)

第四条 主務大臣等は、政令で定めるところにより、重点計画の案を作成しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により作成された重点計画の案について、閣議の決定を求めなければならない。

3 重点計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標

二 前号の重点目標の達成のため、計画期間において効果的かつ効率的に実施すべき社会資本整備事業の概要

三 地域住民等の理解と協力の確保、事業相互間の連携の確保、既存の社会資本の有効活用、公共工事の入札及び契約の改善、技術開発等による費用の縮減その他社会資本整備事業を効果的かつ効率的に実施するための措置に関する事項

4 主務大臣等は、第一項の規定により重点計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、都道府県の意見を聴くものとする。

5 主務大臣等は、第一項の規定により重点計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、環境の保全の観点から、環境大臣に協議しなければならない。

6 主務大臣等は、第一項の規定により重点計画の案(第二号第二項第九号から第十一号までに掲げる事業(以下「治水事業」という。)に係る部分に限る。)を作成しようとするときは、治水事業と治山緊急措置法(昭和三十一年法律第二十一号)第二条に規定する治山事業との総合性を確保するため、同法第三条第一項に規定する治山事業七箇年計画又はその変更の案との調整を図らなければならない。

7 主務大臣等は、第二項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、重点計画を公表しなければならない。

8 前各項の規定は、重点計画を変更しようとする場合について準用する。

(社会経済情勢の変化に対応した変更)

第五条 主務大臣等は、社会経済情勢の変化に的確に対応するために重点計画を変更する必要があると認めるときは、速やかに、前条第八項において準用する同条第一項の規定によりその変更の案を作成しなければならない。

(重点計画と国の計画との関係)

第六条 重点計画は、国の総合的な利用、開発及び保全に関する国の計画並びに環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。

(社会資本整備事業に係る政策の評価)

第七条 主務大臣等は、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)第六条第一項の基本計画を定めるときは、同条第二項第六号の政策として、第四条第三項第二号

の規定によりその概要が重点計画に定められた社会資本整備事業を定めなければならない。

2 主務大臣等は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第七条第一項の実施計画を定めるときは、前項の社会資本整備事業に係る同条第二項の事後評価の方法として、第四条第三項第一号の規定により重点計画に定められた重点目標に照らして評価を行う旨を定めなければならない。

(重点計画の実施)

第八条 政府は、この法律及び他の法律で定めるもののほか、重点計画を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(主務大臣等)

第九条 第四条第二項(同条第八項において準用する場合を含む。)における主務大臣は、内閣総理大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

2 この法律における主務大臣等は、国家公安委員会、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

3 この法律における主務省令は、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(国の無利子貸付け等)

第二条 国は、当分の間、政令で定める町村に対して、第二条第二項第七号に規定する公園又は緑地のうち政令で定めるものの設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するもののうち、重点計画に照らし重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められるものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以

内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により町村に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である公園又は緑地の設置について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 町村が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(検討)

第三条 政府は、重点計画の計画期間の最終年度において、社会経済情勢の変化、当該計画期間内における社会資本の整備状況等を勘案して、重点計画に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、その実施に関する重点目標、その達成のために実施すべき事業の概要等を定める社会資本整備重点計画の策定等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(港湾整備緊急措置法等の廃止)
第一条 次の法律は、廃止する。

- 一 港湾整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)
- 二 下水道整備緊急措置法(昭和四十二年法律第四十一号)
- 三 都市公園等整備緊急措置法(昭和四十七年法律第六十七号)

(国有林野事業特別会計法の一部改正)
第二条 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「治山治水緊急措置法」を「治山緊急措置法」に改め、同項第三号中「同条第三項第一号」を「同条第二項第一号」に改める。

(警察法の一部改正)
第三条 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三十三項中「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」を「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に改める。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)
第四条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表林業施設の項中「治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)第二条第三項第二号」を「治山緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)第二条第二号」に改める。

(道路整備緊急措置法の一部改正)
第五条 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

道路整備費の財源等の特例に関する法律
第一条中「を緊急かつ計画的に整備することにより、道路交通を「の交通」に、「資し」を「資するため、道路整備費の財源等に関する特例を定め」に改める。

第二条を次のように改める。

(定義)
第二条 この法律において「道路整備費」とは、高速自動車国道及び一般国道並びに政令で定める都道府県道その他の道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業(これに密接に関連する環境対策事業その他の政令で定める事業を含む。以下「道路の整備に関する事業」という。)の実施に要する国が支弁する経費をいう。

第三条第一項中「平成十年度」を「平成十五年度」に、「道路整備五箇年計画の実施に要する国が支弁する経費(以下「道路整備費」という。))」を「道路整備費に改め、同条第二項中「道路整備五箇年計画を実施するため」を「平成十五年度以降五箇年間は」に改め、「同項の」を削り、同条に次の四項を加える。

3 国土交通大臣は、前二項の規定による措置を講じて平成十五年度以降五箇年間にいうべき道路の整備に関する事業の量の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

4 前項の事業の量は、社会資本整備重点計画(平成十五年法律第 号)第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画に即したものでなければならない。

5 国土交通大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、同項の事業の量を都道府県知事に通知しなければならない。

6 前三項の規定は、第三項の事業の量を変更しようとする場合について準用する。

第四条中「平成十年度」を「平成十五年度」に改める。

第五条第一項中「平成十年度」を「平成十五年度」に、「第二条第一項」を「第二条」に、「道路整備五箇年計画に照らし緊急に」を「当該五箇年間に重点的、効果的かつ効率的に」に改める。

(道路整備特別会計法の一部改正)
第六条 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)第三条」を「道路整備事業(道路整備費の財源等の特例に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第三条第一項)に、「同法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行う道路整備事業(同条第一項)を「その実施に要する国が支弁する経費に充てることとされている同法第二条」に改め、「貸付けをいう」の下に「以下同じ」を加える。

第三条中「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)第十条第一項」を「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)第六条第一項」に改め、「第一条第一項に規定する道路整備事業をいう。以下同じ。」を削る。

第三条の二及び第四条中「道路整備緊急措置法」を「道路整備費の財源等の特例に関する法律」に改める。

附則第二十八項を第二十九項とし、第二十三項から第二十七項までを一項ずつ繰り下げる。

附則第二十二項中「附則第二十四項」を「附則第二十五項」に改め、同項を附則第二十三項とする。

附則第二十一項中「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」を「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に改め、同項を附則第二十二項とする。

附則第二十項中「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」を「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に改め、同項を附則第二十一項とする。

附則第十九項中「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」を「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に改め、同項を附則第二十項とする。

附則第十八項中「附則第二十項若しくは第二十三項」を「附則第二十一項若しくは第二十四

項に、「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」を「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に、「附則第十九項、第二十一項、第二十二項又は第二十四項」を「附則第二十項、第二十二項、第二十三項又は第二十五項」に改め、同項を附則第十九項とする。

附則第十七項中「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」を「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に改め、同項を附則第十八項とする。

附則第十六項の次に次の一項を加える。

17 社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第 号)第五条の規定による改正前の道路整備緊急措置法(以下この項において「改正前の法」という。)第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額を改正前の法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行つた道路整備事業(平成十四年度以前の年度のこの会計の予算で平成十五年度以後の年度に繰り越したものにより行う道路整備事業を含む。)は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。

(治山治水緊急措置法の一部改正)

第七条 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

治山緊急措置法

第一条中「治山治水事業」を「治山事業」に改める。

第二条第二項を削り、同条第三項中「次の各号」に「次に」に、「前二項」を「前項」に改め、「又は治水事業」を削り、同項第三号及び第四号を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第三条の見出し中「及び治水事業七箇年計画」を削り、同条第二項中「建設大臣は、河川審議会の意見を聴いて、平成九年度以降の七箇年間

第一類第十号 国土交通委員会議録第四号

平成十五年二月二十八日

において実施すべき治水事業に関する計画(以下「治水事業七箇年計画」という。)の案を、それぞれを削り、同条第二項中「又は治水事業七箇年計画」及び「治山事業又は治水事業につき」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「又は建設大臣及び又は治水事業七箇年計画」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は建設大臣及び又は治水事業七箇年計画」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「又は治水事業七箇年計画」を削り、「林政審議会」と、同項及び前項中「建設大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第一項中「河川審議会」とあるのは「社会資本整備審議会」を、「林政審議会」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「治山治水事業」を「治山事業」と治水事業(社会資本整備重点計画法(平成十五年法律第 号)第二条第二項第九号から第十一号までに掲げる事業をいう。以下この項において同じ。)とに、「治水事業七箇年計画」を「同法第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画(治水事業に係る部分に限る。)」に、「相互調整」を「調整」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を削る。

附則第二項中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

附則第三項及び第四項を削る。

(治水特別会計法の一部改正)

第八条 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項を次のように改める。

治水事業で国が施行するものに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第一条第二項第一号中「直轄治水事業」の下に「治水事業で国が施行するものうち次項第四号に規定する多目的ダム建設工事以外のものをいう。以下同じ。」を、「及び」の下に「同号に規定する」を加え、同条第二号中「法第二条第二項

第一号」を「次項第一号」に、「法第二条第三項第一号から第三号まで」を「第四項第一号及び第二号」に、「及び海岸法」を「並びに海岸法」に改め、同条第三号中「法第二条第二項第一号」を「次項第一号」に、「同条第三項」を「第四項」に、「同条第二項第一号」を「次項第一号」に改め、同条第四号中「法第二条第二項第五号」を「次項第五号」に、「同条第三項」を「第四項」に改め、同条第五号中「法第二条第二項各号」を「次項各号」に、「同条第三項」を「第四項」に改め、同条第六号中「法第二条第四項に規定する」を「次項第一号から第三号までに掲げる事業(第四項の規定に該当するものを除く。)」の施行に必要な土木に係る建設技術に関する」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前二項の「治水事業」とは、次に掲げる事業で、国が施行するもの、都道府県知事又は市町村長が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するもの、水源開発公団が施行し、かつ、これに要する費用を国が交付するもの及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条の規定による無利子の貸付けに係るものをいう。

一 河川法第三条第一項に規定する河川(同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。)に関する事業(第四号及び第五号に該当するものを除く。)

二 砂防法第一条に規定する砂防設備に関する事業

三 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第五十一条第一項第一号又は第三号に規定する地すべり地域又はばた山に關して同法第三条又は第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はばた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はばた山崩壊防止工事に関する事業

四 特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第

三十五号)第二条第一項(沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第百七条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する多目的ダムの建設工事(以下「多目的ダム建設工事」という。)に関する事業

五 水源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)第十八条第一項第一号及び第二号の事業

4 次に掲げる事業は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する治水事業に含まれないものとする。

一 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける災害復旧事業

二 前号の事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業その他同号の事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため、土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの

三 地震による地盤の変動のため必要を生じた河川に関する事業で政令で定めるもの

第四条第一項第二号中「(昭和三十三年法律第三十五号)」、「(昭和三十三年法律第三十号)及び「(平成十四年法律第十四号)」を削り、同条第三号中「(昭和三十六年法律第二百十八号)」を削り、同条第六号及び同条第二項第五号中「法第二条第二項各号」を「第一条第三項各号」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

附則第二十一項中「第一条第一項に規定する」の下に「治水事業で国が施行するものうち、それぞれ」を加える。

附則第二十二項から第二十八項までの規定中「それぞれ」を削り、「第一条第一項に規定する」の下に「治水事業で国が施行するものうち、それぞれ」を加える。

附則中第三十五項を第三十六項とし、第三十

された道路について、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第 号）第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という。）」に、「総理府令・建設省令」を「内閣府令・国土交通省令」に改め、「協議により」の下に「重点計画の計画期間における」を、「実施計画」の下に（「以下「実施計画」という。）」を加え、「建

第三條 平成十四年度以前の年度の予算に係る国の負担金、補助金又は貸付金で平成十五年以降に繰り越されたものに係る交通安全施設等整備事業の実施並びに当該事業に要する費用についての国及び地方公共団体の負担並びに国の補助及び貸付けについては、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四條 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

社会資本整備重点計画法の施行に伴い、港湾整備緊急措置法、下水道整備緊急措置法及び都市公園等整備緊急措置法を廃止し、道路整備費の財源等の特例措置を引き続き平成十五年以降五箇年間講じることとする等とともに、国有林野事業特別会計法その他の関係法律の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公共事業基本法案

公共事業基本法

(目的)

第一條 この法律は、公共事業が国民の社会経済生活に多大な影響を与えること及びその費用が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることにかんがみ、公共事業に関する基本理念を明らかにするとともに、公共事業に関する国と地方公共団体との役割分担を明確にし、並びに公共事業中期総合計画及び公共事業実施計画の作成及び国会における承認、公共事業の再評価及び事後評価等に関する事項について定めることにより、公共事業に関する施策の計画性、総合性及び一体性を確保するとともに、公共事業に関し、国会の関与の強化、情報公開の促進、民意の反映及び時代に即応した是正を図り、もって国民的視点に立ち、かつ、社会経済情勢の変化を踏まえた公共事業

を推進することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「公共事業」とは、次に掲げる事業で、国、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(国が出資しているものに限る。以下「特殊法人」という。)、地方公共団体その他政令で定める者が実施するものをいう。

- 一 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業
- 二 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第一項に規定する森林における造林、間伐及び保育並びに林道の整備に関する事業
- 三 森林法第四十一条に規定する保安施設事業その他の治山事業
- 四 沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)第二条に規定する沿岸漁場整備開発事業
- 五 漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)第三条に規定する漁港施設の整備に関する事業及び漁港の環境の整備に関する事業
- 六 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園(当該都市公園に都市基盤整備公団が設ける公園施設を含む。)その他の公園又は緑地の整備に関する事業
- 七 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道(以下「公共下水道」という。)、同条第四号に規定する流域下水道(以下「流域下水道」という。))及び同条第五号に規定する都市下水路の整備に関する事業
- 八 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第三条第一項に規定する河川(同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。))に関する事業その他の治水事業
- 九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二条第

三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事に關する事業

- 十 海岸法(昭和三十一年法律第一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設の整備に関する事業及び海岸の環境の整備に関する事業
- 十一 道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路の整備に関する事業
- 十二 住宅の建設に関する事業
- 十三 全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第二条に規定する新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業
- 十四 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設(同条第六項の規定により港湾施設とみなされる施設を含む。))の整備に関する事業、港湾の環境の整備に関する事業並びに同条第八項に規定する開発保全航路の開発及び保全に関する事業
- 十五 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項に規定する空港その他の飛行場で公共の用に供されるもの(これらと併せて設置すべき航空保安施設その他の施設を含む。以下「空港」という。))の整備に関する事業及び空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止等に関する事業
- 十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物を処理するための施設(公共下水道及び流域下水道を除く。))の整備に関する事業

(基本理念)

第三條 公共事業は、環境との調和を図り、安全で質の高い国民生活を実現し、及び産業の生産性を向上させることを目指すものでなければならない。

2 公共事業は、地域の実情に依りて、地域住民の理解の下に実施されるものでなければならぬ。

3 公共事業については、国が実施する事業を地方公共団体が実施することができない広域的な

事業に限定する等地方分権の徹底が図られなければならない。

- 4 公共事業を実施するに当たっては、財政の健全性の確保に最大限の考慮を払うとともに、民間の能力を十分に活用する等最も効率的な手法により、最少の費用で最大の効果が得られるようにしなければならない。
 - 5 公共事業を実施するに当たっては、環境の保全に最大限の配慮を払わなければならない。
 - 6 公共事業を実施するに当たっては、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、不断に事業の在り方を見直さなければならない。
 - 7 公共事業を実施するに当たっては、積極的な情報の公開により国民に説明する責務を全うするとともに、計画の作成、実施及び評価の各段階において、国民の参加を積極的に求めなければならない。
- (国と地方公共団体との役割分担)
- 第四條 国又は特殊法人が実施することができる公共事業は、次に掲げる事業に限定するものとし、その他の公共事業については、地方公共団体等が実施するものとする。
- 一 国有林野に関する事業
 - 二 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する公園又は緑地の整備に関する事業
 - 三 河川法第四条第一項に規定する一級河川に關する事業
 - 四 国土を縦断し、横断し、又は循環して、全国的な幹線道路網の枢要部分を構成し、かつ、政治上、経済上、又は文化上特に重要な都市を連絡する道路の整備に関する事業
 - 五 全国新幹線鉄道整備法第二条に規定する新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業
 - 六 千葉港湾、京浜港湾、名古屋港湾、四日市港湾、大阪港湾、神戸港湾及び博多港湾に関する事業
 - 七 新東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、東京国際空港及び大阪国際空港に關す

る事業

八 その他その性質において地方公共団体が実施することが適当でない事業

2 国又は特殊法人が実施する公共事業に要する費用は、国又は特殊法人が負担することを基本とするものとする。

(公共事業中期総合計画の作成及び国会承認等)
第五条 政府は、平成十四年度以降の毎五箇年を各一期として、当該期間中に国及び特殊法人が実施する公共事業に関する総合的な計画(以下「公共事業中期総合計画」という。)を作成しなければならない。

2 公共事業中期総合計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 五箇年間に於ける公共事業の実施に関する基本方針

二 五箇年間に於ける公共事業の実施の目標及び事業の量

3 政府は、都道府県の意見を聴いて、公共事業中期総合計画の案を作成しなければならない。

4 都道府県は、前項の意見を述べようとするときは、市町村の意見を聴かなければならない。

5 政府は、公共事業中期総合計画の案を作成したときは、これを公開し、広く国民の意見を聴かなければならない。

6 政府は、公共事業中期総合計画を作成しようとするときは、公共事業調査会の意見を聴かなければならない。この場合において、政府は、前項の規定により聴取した国民の意見の概要を記載した書類を公共事業調査会に提出しなければならない。

7 政府は、公共事業中期総合計画を作成したときは、当該公共事業中期総合計画の初年度の開始前に、これを国会に提出し、その承認を受けなければならない。

8 政府は、前項の規定による国会の承認があったときは、遅滞なく、公共事業中期総合計画を公表しなければならない。

9 第三項から前項までの規定は、公共事業中期

総合計画の変更について準用する。この場合において、第七項中「当該公共事業中期総合計画の初年度の開始前に」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

(公共事業実施計画の作成及び国会承認等)
第六条 政府は、公共事業その事業費の総額が百億円未満となることを見込まれるものを除く。

次項において同じ。)を実施しようとするときは、当該公共事業の実施計画を作成し、国会の承認を受けなければならないものとする。この場合において、政府は、当該公共事業の費用効果分析の結果に関する資料その他の資料を国会に提出しなければならないものとする。

2 特殊法人は、公共事業を実施しようとするときは、当該公共事業の実施計画を作成し、政府の認可を受けなければならないものとする。

3 政府は、前項の認可をしようとするときは、国会の承認を受けなければならないものとする。この場合において、政府は、当該公共事業の費用効果分析の結果に関する資料その他の資料を国会に提出しなければならないものとする。

(再評価)

第七条 政府は、国又は特殊法人が実施する公共事業で次のいずれかに該当するものについて、事業の継続の適否を判断するための評価(以下「再評価」という。)を行うものとする。

一 事業の実施の決定の後五年を経過した時点で着手されていない事業

二 事業の実施の決定の後十年を経過した時点で完了していない事業

三 関係地方公共団体の多数の住民が事業の継続に反対の意思を表明した事業

四 再評価の対象となった事業で、再評価の後二年を経過したもの

五 社会経済情勢の変化により事業計画の見直しが必要とされる事業

2 再評価は、次に掲げる観点から行うものとする。

一 事業の必要性の度合

二 事業の効果・費用効果分析を含む。以下同じ。

三 事業の円滑な実施の可能性

四 事業の実施に係る環境等への影響

五 事業の目的とする効果と同程度の効果を実現する別の方策の有無

六 事業を中止した場合の影響

3 政府は、再評価を行うに当たっては、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 政府は、再評価を行うに当たっては、再評価の対象となる公共事業に関する資料を公開し、広く国民の意見を聴かなければならない。

5 政府は、再評価を行うに当たっては、公共事業調査会の意見を聴かなければならない。この場合において、政府は、前項の規定により聴取した国民の意見の概要を記載した書類を公共事業調査会に提出しなければならない。

6 政府は、再評価を行ったときは、その結果に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第八条 政府は、第六条第一項の国会の承認を受けた公共事業について、再評価の結果に基づき、事業を継続しようとするときは、当該公共事業の実施計画を作成し、国会の承認を受けなければならないものとする。

2 特殊法人は、第六条第二項の認可を受けた公共事業について、再評価の結果に基づき、事業を継続しようとするときは、当該公共事業の実施計画を作成し、政府の認可を受けなければならないものとする。

3 政府は、前項の認可をしようとするときは、国会の承認を受けなければならないものとする。

(事後評価)

第九条 政府は、国又は特殊法人が実施する公共事業について、事業の終了後二年以内に、事業の効果に関する評価を行うものとする。

2 政府は、国又は特殊法人が実施する公共事業

について、事業の終了後十年を目途として、事業の効果並びに事業の実施が及ぼした環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響に関する評価を行うものとする。

3 第七条第三項から第六項までの規定は、前二項の規定による評価を行う場合に準用する。

(調査会の設置及び権限)
第十条 内閣府に、公共事業調査会(以下「調査会」という。)を置く。

2 調査会は、この法律及び他の法令の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、公共事業に関する重要事項を調査審議する。

3 調査会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

(調査会の組織)
第十一条 調査会は、委員十人をもつて組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

5 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行

があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

8 調査会の事務を処理させるため、調査会に事務局を置く。

(調査会の審議の公開等)

第十二条 調査会の審議は、公開して行う。

2 調査会は、審議に用いた資料を公表しなければならない。

(協力依頼等)

第十三条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 調査会は、必要があると認めるときは、公聴会を開くことができる。

(政令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

(地方公共団体の講ずる施策)

第十五条 都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、条例で定めるところにより、この法律の規定に基づく国の施策に準じた施策を講ずるものとする。

2 市町村(指定都市を除く。)は、この法律の規定に基づく国の施策に準じた施策を講ずるよう努めなければならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、附則第四項から第六項までの規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(検討)

2 地方公共団体が公共事業を実施する場合における住民参加の在り方については、これを推進する観点から速やかに検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置が講ぜられるべきものとする。

(国土総合開発法の廃止)

3 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)は、廃止する。

(道路整備緊急措置法の廃止)

4 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)は、廃止する。

(道路整備特別会計法の一部改正)

5 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額を同法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行う道路整備事業(同条第一項に規定する)を「道路整備事業(道路法(昭和二十七年法律第八十号)による)に改め、同条第二項中「昭和二十七年法律第八十号」を削る。

第三条中「により地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てられる揮発油税の収入、第四条の規定」を削る。

第四条中「道路整備緊急措置法第五条第二項に規定する地方道路整備臨時交付金の交付を除く。」を削る。

附則第十八項中「第三条中「第四条」を「第三条中「次条」に、「第四条又は」を「次条又は」に、「の交付」とあるのは「の交付並びに」を「道路整備事業」とあるのは「道路整備事業」に改め、「貸付金の貸付け」の下に「を除く。」を加える。

(空港整備特別会計法の一部改正)

6 空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則中第十一項を削り、第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とする。

附則第十四項中「附則第十五項」を「附則第十四項」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第十五項を第十四項とし、第十六項を

第十五項とする。

(関係法律の整理等)

7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な関係法律の整理その他必要な事項は、別に法律で定める。(見直し)

8 揮発油税制、石油ガス税制その他自動車に係る税制に關しては、平成十六年三月三十一日までに、その簡素化、環境への負荷に対する税負担の在り方等について検討が加えられ、その結果に基づき総合的かつ抜本的な見直しが行われるべきものとする。

理由

公共事業が国民の社会経済生活に多大な影響を与えること及びその費用が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることにかんがみ、国民的視点に立ち、かつ、社会経済情勢の変化を踏まえた公共事業を推進するため、公共事業に関する基本理念を明らかにするとともに、公共事業に関する国と地方公共団体との役割分担を明確にし、並びに公共事業中期総合計画及び公共事業実施計画の作成及び国会における承認、公共事業の再評価及び事後評価等に関する事項について定めることにより、公共事業に関する施策の計画性、総合性及び一本性を確保するとともに、公共事業に關し、国会の関与の強化、情報公開の促進、民意の反映及び時代に即応した是正を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平年度約一億円の見込みである。

平成十五年三月十七日印刷

平成十五年三月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

K